

(仮称) 市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議委員委嘱状交付式  
及び第1回会議次第

日 時：平成23年7月28日(木)  
14時～  
場 所：白井市保健福祉センター  
3階 団体活動室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 会長・副会長あいさつ
- 7 議 題
  1. (仮称) 市民参加・協働のまちづくりプランの策定方針と策定会議の役割について
  2. (仮称) 市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議のスケジュールについて
  3. その他
- 8 閉 会



(仮称) 市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議委員名簿

	選 出 区 分	氏 名	備 考
1	市民一般	いちかわ あつこ 市川 温子	市民公募
2	〃	きくち まさお 菊地 正夫	市民公募
3	〃	さ の うんきち 佐野 運吉	市民公募
4	〃	まつかわ てるお 松川 輝雄	市民公募
5	〃	わたなべ えっせい 渡辺 悦生	市民公募
6	市民活動等を実施する団体に属する者	かねこ りゅうじ 金子 龍治	市民公募 (NPO 法人コラボしろい)
7	〃	ほしの たかし 星野 隆史	市民公募 (白井 CB 研究会)
8	事業者支援団体に属する者	さいとう かずひろ 齊藤 和博	西印旛農業協同組合
9	〃	こやま ようすけ 古山 洋祐	白井市商工会
10	〃	あかま けんじ 赤間 賢二	白井市社会福祉協議会
11	学識経験者	せき や のぼる 関 谷 昇	千葉大学法経学部 准教授
12	〃	つじ とし お 辻 利 夫	NPO 法人まちぽっと事務局長



## 議題1. (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの策定方針と策定会議の役割について

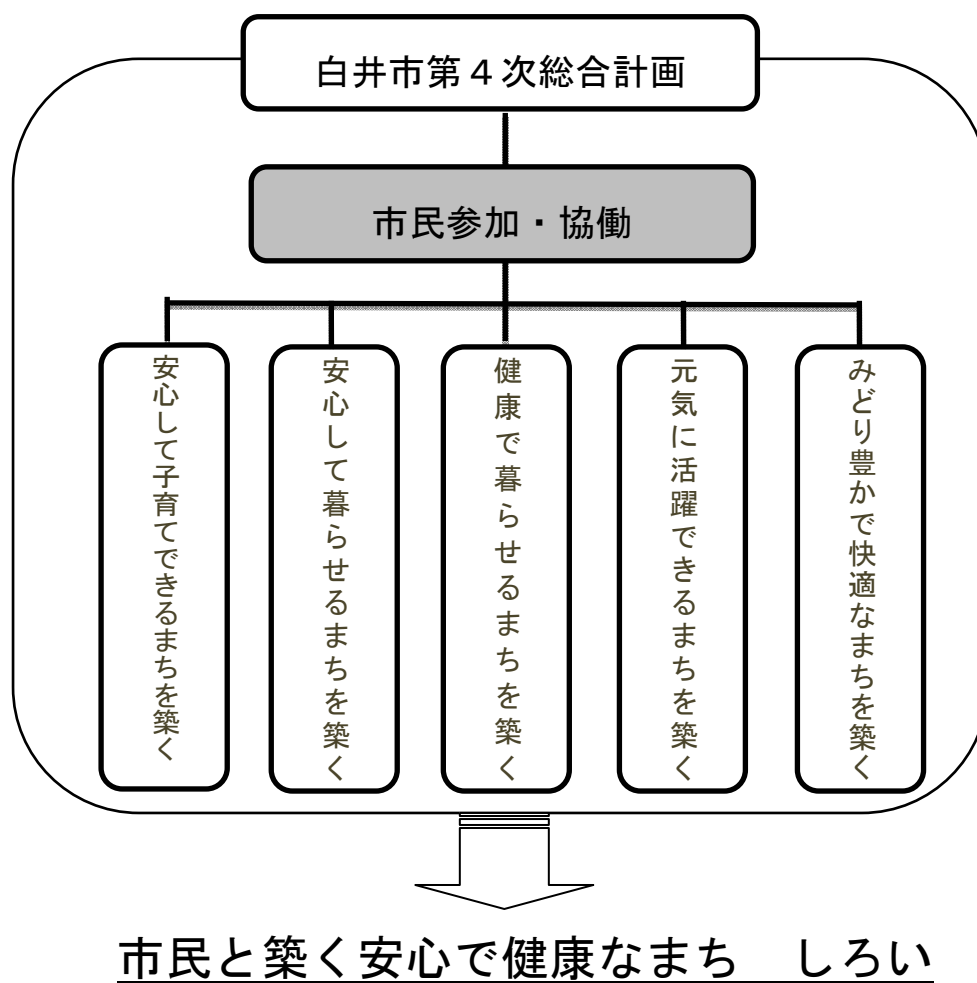
### I. (仮称) 市民参加・協働のまちづくりプランについて

#### 1. プラン策定の目的

市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するための推進の柱として、「市民参加・協働」が求められており、その市民参加・協働に関する基本的事項並びに第4次総合計画を推進するための指針となるプランを策定する必要があるため。

#### 2. プランの位置付け

- (1) 市民参加・協働の現状と課題を明らかにする。
- (2) 市民参加・協働の考え方を明らかにする。
- (3) 第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画に示されている参加・協働の取り組みについて整理する。
- (4) 市民参加・協働の推進体制を明らかにする。



#### 4. プランの構成イメージ

- (1) プラン策定の背景
- (2) プラン基本方針
- (3) 白井市の市民参加・協働の現状と課題
- (4) プランの理念及び考え方
- (5) 第4次総合計画・後期基本計画における市民協働の推進事業
- (6) プランの推進に向けて

#### 5. 策定方法

策定会議で審議・検討し、作成した案について、パブリックコメントを経て、市長が決定を行う。

**策定会議：**市民・市民団体・事業者支援団体（農協/商工会/市社協）・学識経験者計12名で構成され、プラン案について審議・検討を行う。  
**庁内策定部会：**参加・協働の分野で関係が深い市関係各課から選出された職員で構成され、策定会議で審議等を行うための素案を作成する。

#### 6. 市民参加の手法

プランの策定にあたっては、以下の市民参加手法を用いることで、より多くの市民等の意見を反映する。

- (1) 策定会議の設置（市民参加条例第10条）
- (2) パブリックコメントの募集（市民参加条例第14条）

## Ⅱ.（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議について

#### 1. 策定会議設置のねらい

プラン策定にあたり、市政への参加主体であり、かつ市が実施する事業における協働のパートナーである「市民」の視点を計画に反映するため。

具体的には…。

白井市における市民参加・協働の現状と課題、方向性について、市民・事業者の視点で審議・検討を行う。

#### 2. 審議検討事項

- (1)（仮称）市民参加・協働のまちづくりプランの策定に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること

#### 3. 設置根拠

（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議設置要綱（別添1）

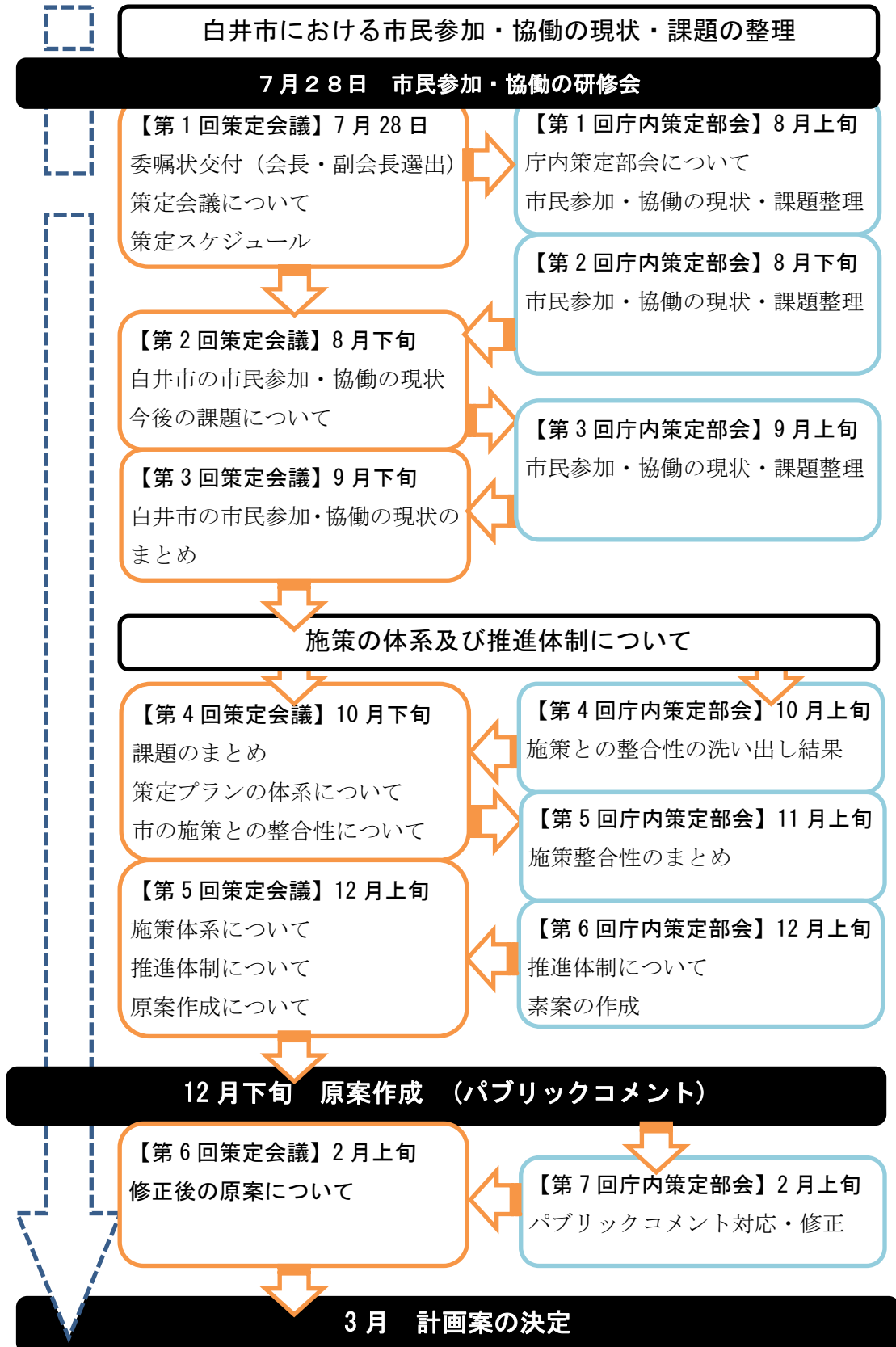
## 議題2. (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議のスケジュールについて

策定期間概要

※ 12月末を目途にプラン案を決定

※ 1月パブリックコメント実施

※ 3月を目途にプラン策定



## 白井市の市民参加・協働の状況

### 1. 市民の取り組み

これまで自治会や地区社会福祉協議会が地域での取り組みとして、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流など各種のイベントを実施してきました。

また、高齢者や防犯など広域的な地域課題について対応するため、小学校区単位にした自治会長の話し合いも行っています。

最近では、市民団体やNPOなどが環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまなテーマにより専門性を活かした取り組みが広がっています。

これらの取り組みを通じて、市民自らが地域の課題を考え、主体的に解決していくという意識が高まり、市民による公益的な市民活動や地域でのまちづくりの必要性が広く認識されてきました。

#### 主な取り組み

<p><b>自治会・町会等 (地縁組織)</b></p>	<p>住み良い地域社会を目指し、平成23年 7 月現在92の自治会・町会・区・管理組合が結成されており、会員世帯数は15, 726世帯で、加入率は全体で約70. 9%です。主な活動は、①自治会・町会・区・管理組合の活動、②交流・ふれあいの場づくり活動、③地域課題の解決に向けた活動、④行政との協働への活動など。</p>
<p><b>小学校区内 自治会等長 意見交換会</b></p>	<p>地域の課題解決に向けた小学校区単位の市内8地区において、自治会等長の連携を軸に市や地域の活動団体、事業者などさまざまな主体と情報を共有し連携して取り組むための話し合いを行っています。主な活動は、防災・防犯、高齢者問題など。</p>
<p><b>地区 社会福祉協議会</b></p>	<p>少子高齢化等さまざまな福祉ニーズに応えるため、市内7地区に分けて、地域の実情にあった地域福祉を推進しています。 主な活動は、ふれあい食事会、いきいきサロン、子育て支援など。</p>
<p><b>市民活動団体</b></p>	<p>市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした(公益的)活動を継続的に行っている団体で、現在、市民活動推進センターに53団体が登録しています。 主な活動は、福祉、まちづくり、環境、国際協力など。</p>
<p><b>市民個人</b></p>	<p>市民の方が個人的に行うボランティア活動として、防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動などが見られます。また、市が委嘱などをして活動していただく、民生委員・児童委員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員、防犯指導員など社会貢献活動を実践しています。</p>



## 2. 市の取り組み現状

### 1) 情報発信

市民参加・協働のまちづくりを進めるにあたって、市政のに関する情報について市民との共有を図るため、次の取り組みを行っているところです。

- 情報コーナーやホームページなどで行政情報の公開を行っています。
- 広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布しています。
- 市議会のインターネット中継や出前講座の開催などによる市政情報を提供しています。
- 審議会などの会議は原則公開とし、その会議録は情報公開コーナーなどで公開しています。
- ミニ懇談会などを通じて市政運営に関する意見交換などを行っています。
- メールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に分かりやすく提供しています。

### 2) 体制づくり

- 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成16年度に「市民参加推進課」を設置し、その後市民との協働を進めるため、平成23年度に「市民活動支援課」と改名しています。
- 市民参加・協働を総合的に進めるため、第4次総合計画の推進の柱に位置付けて進めています。

第4次総合計画前期基本計画第2次実施計画での取り組み現況(平成21年度～平成22年度)

計画全体事業総数	313	約38%が市民参加・協働関連事業
市民参加・協働関連事業数	118	

- 小学校区など広域なエリアで自治会長の連絡組織を設置し、広域での連携意識を深め、地域の活性化を進めるための意見交換や地域課題に取り組んでいます。

### 3) 拠点づくり

- 市民活動団体の拠点施設として、平成15年12月に「市民活動推進センター」を開設しています。
- 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどを整備しています。

### 4) ルールづくり

- 市は、市民主体のまちづくりを推進するため、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。

### 5) 財政的支援

- 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を行っています。
- 平成19年度には公益活動を行う市民団体を支援するため、財政的な支援制度として「市民団体活動支援補助金」を創設しています。

## (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域づくり活動などの市民活動の取り組みを推進し、市民と行政の参加・協働のまちづくりを実現するための(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランを策定するため(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議(以下「策定会議」)を設置する。

(組 織)

第2条 策定会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 市民一般              | 5名以内 |
| (2) 市民活動等を実施する団体に属する者 | 2名以内 |
| (3) 事業者支援団体に属する者      | 3名以内 |
| (4) 学識経験者             | 2名以内 |

(職 務)

第3条 策定会議は、次の事項を審議検討する。

- (1) (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からプラン策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事 務 局)

第7条 策定会議の事務局は、市民経済部市民活動支援課に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。